

認定の取消し事由について

チェック	認定取消し事由(※法第16条)	内容詳細
1	実習実施者が認定計画に従って技能実習を行わせていないと認めるとき。	<p>技能実習計画その他の添付書類に記載の内容とは実態が異なる場合</p> <p>技能実習の内容、報酬額、徴収する費用、時間外労働等について十分ご注意ください。</p>
2	<p>認定の基準(法第9条)のいずれかに適合しなくなると認めるとき。</p> <p>(その他主務省令第10条、12～16条にも詳細規定有り)</p>	<p>法第9条、主務省令第10条、12条～16条</p> <p>修得させる技能・従事させる業務の基準</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 実習生の母国では修得が難しい技能であること。 ② 同じ作業の反復のみで修得できないものであること。 ③ 外国人に技能実習として行わせることが適当であるもの。 ④ 「実習実施者で日ごろ行われている業務」であり、事業所にある技能修得に必要な素材、材料を使うものであること。 <p>2. 実習生の基準</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 18歳以上であること(フィリピン人の場合18歳以上40歳以下であること)。 ② 「※制度の趣旨」を理解していること。 ③ 帰国後、日本で修得した技能が必要な仕事をする事が予定されていること。 ④ 日本で行う仕事と同じ種類の仕事を外国で行った経験があること。 ⑤ 3号の場合は、2号技能実習の終了後本国に1カ月以上一旦帰国してから3号を開始するものであること。 <p>3. 実習実施者の基準</p> <p>「※制度の趣旨」を理解していること。</p> <p>4. 技能実習の実施に関する基準</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 実習生が、保証金を取られたり、お金を管理されないこと、技能実習に関する契約を守らない場合の罰金などを定めないこと。 ② 実習実施者と監理団体が、実習生に対する暴行、脅迫、自由の制限、人権侵害行為が行われていないことを定期的に確認すること。 <p>5. 技能実習を行わせる体制の基準</p> <p>A. 実習生の帰国費用について</p> <p>単純出国費用、三号実習が始まる前の一旦帰国費用、途中帰国費用は実習生に負担させることはできない。実習生の個人的な一時帰国費用に限り、実習生に負担させることができる。</p> <p>B. 技能実習実施責任者</p> <p>技能実習責任者(常勤)が、技能実習指導員(常勤)、生活指導員(常勤)その他の技能実習に関係するすべての社員を監督し、技能実習の進ちょく状況を管理する他、以下の事項を統括管理することとされていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 技能実習計画の作成 ② 主務大臣、機構、監理団体に対する届出、報告等 ③ 帳簿書類の作成・保管、実施状況報告書の作成 ④ 実習生の受入れ準備 ⑤ 監理団体との連絡調整 ⑥ 実習生の保護(※法第46条～49条に規定する禁止行為を行わないこと、実習生に対する暴行、脅迫、自由の制限その他人権を侵害する行為が行われていないことを定期的に確認すること等) <p>※禁止行為(法第49条)</p> <p>法や主務省令の規定に違反する事実がある場合は、実習生は、その事実を主務大臣に申告することができる。この申告を理由として、実習生に対して技能実習の中止その他不利益な取扱いをしてはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> ⑦ 実習生の労働条件、安全、衛生に関すること ⑧ 機構その他関係機関との連絡調整 <p>C. 主務省令第12条第10号 認定取消し事由該当の報告</p> <p>法第16条第1項各号のいずれか(技能実習計画の認定取消し事由)に該当するに至った場合は、直ちに、監理団体に当該事実を報告することとされていること。</p> <p>D. 過去5年以内に実習生の人権を著しく侵害する行為を行っていないこと。</p> <p>E. 過去5年以内に偽造文書の行使又は提供を行っていないこと。</p> <p>F. 実習生との間で認定された技能実習計画と異なる内容の取り決めをしていないこと。</p> <p>6. 実習生の待遇の基準</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 日本人の給料と同等以上であること。 ② 監理費を実習生に負担させないこと。 ③ 食費、家賃その他の実習生が定期に負担する費用について、実習生が、その内容を十分に理解、納得しており、当該費用が実費に相当する額その他の適正な範囲内であること。 <p>7. その他</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 第三号団体監理型技能実習に係るものである場合は、申請者が技能等の修得等をさせる能力につき高い水準を満たすものとして主務省令で定める基準に適合していること。 ② 申請者が技能実習の期間において同時に複数の技能実習生に技能実習を行わせる場合は、その数が主務省令で定める数を超えないこと。

3	認定の欠格事由(法第10条)のいずれかに該当することとなったとき。	<p>一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者</p> <p>二 「この法律の規定その他出入国もしくは労働に関する法律の規定に基づく命令の規定」により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者</p> <p>三 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定」により、または「刑法の傷害、現場助勢、暴行、凶器準備集合及び結集、脅迫もしくは背任罪」もしくは「暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から起算して、5年を経過しない者</p> <p>四 「健康保険法、船員保険法、労働者災害補償保険法、厚生年金保険法、労働保険の保険料の徴収等に関する法律または雇用保険法」により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者</p> <p>五 成年被後見人(判断能力を欠く者)もしくは被保佐人(判断能力が著しく不十分な者)または破産手続開始の決定を受けて、復権を得ない者</p> <p>六 実習認定を取り消され、当該取消の日から起算して5年を経過しない者</p> <p>七 実習認定を取り消された者が法人である場合において、当該取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該法人の役員(いかなる名称を有する者であるかを問わず、取締役またはこれらに準ずる者と同程度の支配力を有するものと認められる者を含む。)であった者で、当該取消しの日から起算して5年を経過しないもの</p> <p>八 認定の申請の前日5年以内に出入国または労働に関する法令に関し不正または著しく不当な行為をした者</p> <p>九 暴力団員または暴力団員でなくなった日から、5年を経過しない者</p> <p>十 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人が前各号または次号のいずれかに該当するもの</p> <p>十一 法人であって、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>十二 暴力団員等がその事業活動を支配する者</p>
4	機構の報告徴収等(法第13条)に適切に応じないとき。	(報告の徴収、帳簿書類の提出若しくは提示の命令、出頭の命令、質問又は立入検査) 主務大臣は、法第二章第一節(技能実習計画)の規定を施行するために必要な限度において、技能実習関係者に対し、報告徴収等を機構に行わせることができる。
5	法の規定若しくは出入国若しくは労働に関する法律の規定であって法令に定めるもの又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分違反したとき。	主務大臣による改善命令等に違反した場合(改善命令等によって改善を求められたにもかかわらず、改善しなかった場合)
6	出入国または労働に関する法令に関し、不正または著しく不当な行為をしたとき。	<p>その他の入管法・技能実習法・主務省令違反、36協定違反、強制貯金、賃金不払い、無資格であるにもかかわらず機械を操作させる、雇用条件不明示等、その他労基法・安衛法違反等</p> <p>時間外労働等(時間外労働、休日労働、深夜労働のすべて)は、原則行わせることができません。ただし、「やむを得ない業務上の事情等」により、時間外労働等を行う必要が有る場合には、以下3つの条件をすべて満たす場合に限り、月単位で80時間未満、年単位で実習計画の50%未満の時間に限り、認められる場合があります。(時間外労働だけでなく、休日労働、深夜労働の時間を含めます。)</p> <p>① 「労働関係法令を遵守して行う」ことはもとより、</p> <p>② 時間外労働等が「技能等の修得等の活動の一環として行われ」、</p> <p>③ 実習生に対する技能等の修得等に係る「指導が可能な体制が構築されていること」</p> <p>ただし、年単位で実習計画の時間が、時間外労働等を含め、25%以上50%未満になるのであれば、変更の届出が必要となります。</p> <p>実習生から徴収する家賃や水道光熱費等の費用は、実費の範囲内に限られます。 例)家賃が6万円であれば、実習生が3人の場合、最高でも2万円までしか徴収できません。</p>

主務大臣より認定を取り消された、または改善命令を受けた実習実施者については、その旨を公示されます。

認定取り消し処分を受けると、最低5年間は技能実習生の受入れができなくなってしまいます。

※法 ⇒ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律

※省令 ⇒ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

※制度の趣旨 ⇒ 開発途上地域への技能等の移転による国際協力の推進

上記技能実習計画の認定取消し事由について、監理団体:協同組合グローブの下記担当者より、確かに説明を受け、理解致しました。

認定取消し事由に該当することとなった場合、または技能実習継続困難時には、直ちに監理団体:協同組合グローブに報告します。

年 月 日

実習実施者
代表者ご署名

協同組合グローブ
担当者名

主な罰則について

チェック	法律 ※	罰則	具体例・説明
		6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金	主務大臣による改善命令の処分に違反した(改善に必要な処置を講じなかった)実習実施者
	111条		実習生の意思に反して実習生の旅券又は在留カードを保管した実習実施者またはこれらの役員
			実習生に対し、解雇その他の労働関係上の不利益または制裁金の徴収その他の財産上の不利益を示して、技能実習が行われる時間以外における他の者との通信もしくは面談または外出の全部または一部を禁止する旨を告知した実習実施者またはこれらの役員
			法第49条の規定により、法またはこれに基づく命令の規定に違反する事実がある場合においては、実習生は、その事実を主務大臣に申告することができる。この申告を理由として、実習生に対して技能実習の中止その他不利益な取扱いをした実習実施者若しくは監理団体又はこれらの役員若しくは職員
	112条	30万円以下の罰金	その他、帳簿書類の不備、報告徴収等の拒否、技能実習実施の届出不備、技能実習継続困難時の監理団体への非通知、虚偽の書類の作成・提出等を行った実習実施者又はこれらの役員若しくは職員

※法律 ⇒ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律

主務大臣より認定を取り消された、または改善命令を受けた実習実施者については、その旨を公示されます。

認定取り消し処分を受けると、最低5年間は技能実習生の受入れができなくなってしまいます。

上記法律に規定の罰則について、監理団体:協同組合グローブの下記担当者より、
確かに説明を受け、理解致しました。

年 月 日

実習実施者名

協同組合グローブ

代表者ご署名

担当者名